

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月26日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：アフリカ地域(広域) 急増する都市人口に対応する効果的な都市及び土地利用の計画・管理にかかる情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：アフリカ地域(広域) 急増する都市人口に対応する効果的な都市及び土地利用の計画・管理にかかる情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a01060

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月26日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域(広域) 急増する都市人口に対応する効果的な都市及び土地利用の計画・管理にかかる情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2025年5月～2026年3月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

部分払のご希望があれば契約交渉時に確認します

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(2) 事業実施担当部

社会基盤部都市地域開発第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年4月1日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年4月2日 12時まで
3	質問への回答	2025年4月7日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年4月11日 12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年4月24日 14時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/COZfkUAWFP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

### (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記2. (3) 参照

## (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

## (3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。



なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

2050年に世界の人口は97億人に達し、その68%が都市に集中するとされている。今後の人口増加の多くは、アフリカとアジアに集中していく予測となっている。2050年には世界人口の1/4である24億人をアフリカが抱えることとなる。さらに2100年には、世界人口の38%がアフリカの人口となる。都市化率が低く平均年齢も若いアフリカ地域は、今後急激な都市への人口流入による急速な都市化が進展すると見込まれている。

現在、アフリカの多くの都市では、都市計画がないか、ある場合でも適切な開発規制や誘導、インフラ整備等がなされず、インフォーマルセトルメントの拡大、居住環境の悪化等の問題が生じている。また、都市の無秩序な拡大は、非効率な土地利用の進展、インフラの維持管理負担増、地球温暖化ガス排出増等につながる。

これまでJICAは、アフリカにおいて、数多くの都市整備マスタープランや都市交通マスタープラン等の策定を支援してきた。それらマスタープランに沿って、JICAに限らず、他ドナーの支援による、道路整備や公共交通整備、公共交通志向型開発計画の策定等の協力が展開されてきた。また、事例は少ないながら、未計画居住地区のインフラ整備等も実施してきている。

しかし、アフリカの都市の膨張は主にスラムの成長によって、計画的な都市化を上回るスピードで進行しており、2022年時点で都市人口の53.6%の人々が居住環境の悪いスラムでの生活を強いられている。また、各国の首都や首位都市等は外部からの支援や投資の恩恵を受けやすいが、セカンダリーシティ等の地方都市への関心は劣後し、都市化による都市環境の悪化はより深刻との調査結果もある。さらに、これまで先進国や東南アジア、東アジア等で見られた都市化と異な

り、アフリカでは、第二次産業を始めとする経済成長や雇用拡大や、地方の農業生産性の向上等を伴わない都市への人口流入が指摘されている。

SDGs のゴール 11「住み続けられるまちづくりを」では、人々の基本的なサービスへのアクセス改善を含む住環境改善、人口増加に対する効率的な土地利用、すなわちスプロールの抑制等を目指しているが、2024 年に United Nations Statistics Division と United Nations Economic and Social Affairs により発表された「The Sustainable Development Goals Extended Report 2024」によれば、サブサハラアフリカの達成度は大きく遅れている。

そのため、これまで以上に、効果的なアフリカにおける都市・地域開発分野の協力が必要である。

## 第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は、アフリカ地域における都市の拡大の状況・問題を整理し、アフリカの都市圏における人口増と土地利用の関係、都市化に伴うスラムや都市域の拡大において問題を構造的に把握・整理し、特に取り組むべき課題を抽出するとともに、対応策を検討することを目的とする。

業務の範囲は、上記に示す目的を達成するために、「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第 4 条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第 5 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

## 第 3 条 調査実施の留意事項

### (1) 人間の安全保障、まちづくりクラスターと調和的なアプローチの検討

JICA グローバルアジェンダ (JGA)<sup>3</sup>では、「都市・地域開発」において「人々のためのまちへ」として人間の安全保障を具現化するまちづくりを目指したクラスター事業戦略を公開している。人口が急増する都市において、人口増と土地利用の関係、不適切な居住環境、社会サービスへのアクセスが十分でない等の環境にある人々の状況を把握・分析し、同戦略が目指すグリーン・レジリエント・インクルーシブなまちづくりに向けた統合的なアプローチを検討する。

### (2) 調査対象国及び現地調査対象国の選定

---

<sup>3</sup> JICA が開発途上国の課題に取り組むために策定している 20 分野の事業戦略 ([global\\_agenda.pdf](#)) 。

アフリカ地域において、これまで JICA が都市・都市交通マスタープランの協力を実施した主要都市（コンゴ民主共和国キンシャサ、ケニア国ナイロビ、タンザニア国ダルエスサラーム、マラウィ国リロングウェ、ザンビア国ルサカ、ガーナ国クマシ、コートジボワール国アビジャン、セネガル国ダカール、及びその他主要回廊上のセカンドリーシティ等）を含む国を机上調査の対象国として想定する。また、机上調査のうち現地調査対象国は3か国程度を調査過程で決定する予定<sup>4</sup>である。

### （3）スラムやインフォーマルセトルメントの定義

各国の法体系や習慣によってスラム、インフォーマルセトルメント、コンパウンド等非公式や違法な居住や占有を指す言葉があり、その定義や統一化は難しく国を跨いだ単純な比較は容易ではないが、調査の効率性や利便性、狙いを踏まえて調査内において適切と思われる定義や分類を行う。

### （4）都市計画制度・政策、土地制度・政策、住宅政策への理解

各国都市計画制度や慣習地の扱いなど土地管理に関する制度、登記、不動産取引の様態等は様々であるが、各国の政策・制度への一定の理解が、現状把握や問題分析には必要となると考えられることから、情報収集を行う。

### （5）オープンデータやデジタル技術の積極的活用

都市の拡大や土地利用の変化は利用可能で一定の信頼性のあるオープンデータで把握・分析するなど、デジタル技術やオープンソースを活用しながら調査を実施する。

### （6）国内支援委員会の開催支援

本調査では JICA で国内支援委員会を設置し、各報告書案の提出時に国内支援委員会を開催し、委員から意見を聴取する予定である。受注者は、国内支援委員会において調査方針、報告書案、調査結果等について説明・報告し、支援委員等からの意見を踏まえ、機構の指示に基づき、報告書案の修正などの必要な対応を行う。

## 第4条 調査の内容

### （1）回廊開発、都市計画・都市開発等の JICA の取組のレビュー

既往の JICA の回廊開発、都市・都市交通マスタープラン（MP）プロジェクトで収集した情報等を活用しつつ、MP で提案した内容とその後の都市の拡大や都市構造・土地利用の変化、住宅政策の進展等についてレビューを行い、課題や教訓を整理する。

---

<sup>4</sup> 調査の目的や狙いを踏まえ、現地調査対象国選定の考え方と候補国、及び候補国を対象とした現地調査を含む調査工程案を技術提案書にてご提案ください。

## (2) 都市拡大の把握・分析<sup>5</sup>

土地利用、面積、人口、経済など、国土・回廊、都市と地方、都市間での比較などのマクロなスケールで情報収集・分析を行う。首都や商都、第一の都市であるプライマリと地方都市のセカンダリーの都市における増加傾向の違い、主要輸出品や産業構造と都市化率の関連性、都市と地方の経済格差などについても情報収集・分析を行う。特に地方部での雇用や産業開発、農業生産性と都市部への人口流出の関連など国や地域の人口動態等については仮説をもって分析する。

## (3) 都市拡大と人口増加のメカニズムの分析

人口増加の顕著な都市や重要性・優先度の高いと思われる都市において、都市圏の経済成長と都市人口増の関係性、スラムの拡大・人口密度の増加率と都市全体の増加率の比較や、流入人口やスラム人口増加と洪水・地滑りリスクの高い地区や犯罪発生率の高い地区への居住数の相関、スラムの同一地区の拡大や人口密度増の傾向、新規スラム地区の増加状況、新たなスラムの発生場所、郊外でのミニ開発の進展状況等を分析する。住居の増加している場所を分析し、都市の拡大や人口の増加と都市の脆弱性について評価を行う。緑被率や都市構造の変遷、住宅政策と住宅供給の概況などについても把握・分析の対象とする。

また、これらに対して同国の地方自治体を含む政府の対応として法制度や計画でどのような対策が講じられているかと、その効果や課題についても情報収集を行う。

## (4) スラムの実態調査<sup>6</sup>

上記で分析した地区全体としての土地利用以外の居住環境・経済・生活上の課題や、居住地選択時の選択肢、判断基準や理由、経済的負担等について家庭訪問調査やアンケート、フォーカスグループディスカッションなどを通じて情報収集を行う。スラム実態調査は、再委託での実施を認める。

## (5) 課題の整理と類似課題への対応事例の収集

上記の調査結果をまとめ人口増加都市での課題の整理を行う。類似課題を抱えた都市の対応事例を収集・分析する。グッドプラクティスのみならず失敗事例などもその背景など含めて収集・分析する。事例収集の中では、日本の人口急増期の都市圏の対

<sup>5</sup> 本項目及び次項の「都市拡大と人口増加のメカニズムの分析」にかかる人口流動や都市の拡大状況、都市構造・土地利用の変化、ハザード・リスクマップ等の把握においてはデジタル技術やオープンソースの積極的な活用を奨励します。これらの情報収集・分析手法の本調査での適用方法について技術提案書でご提案ください。

<sup>6</sup> 本調査の目的・狙いを踏まえ、都市の拡大への対応における重要な課題を想定し、それに対する対応策を検討することを念頭にスラムやインフォーマルセトルメントでの調査方法、調査内容を、技術提案書にてご提案ください。

応や、スラム地区の改善の過去事例、歴史的経緯などについてもレビューを行い今後の協力を活用できる教訓を整理する。

#### (6) 都市拡大への対処方針の検討

課題への対応策を取りまとめ人口が急増するアフリカの都市課題への JICA の今後の都市分野の協力量案をまとめる。その際、都市構造・土地利用など都市全体・都市計画のスケールでの方針として例えば、コンパクトな土地利用と公共交通網との連携、災害リスクや環境影響を考慮した土地利用規制の強化などと、慣習地等への対応や都市圏の開発管理の効果的な方法、スラム発生予防策、スラム・地区計画スケールでの方針として住民組織化や、生活インフラ改善、ランドタイトリングの促進などの関係性を踏まえて検討・提示する。

### 第5条 報告書等

作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、ファイナルレポートを最終成果品とする。報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

#### (1) インセプションレポート

記載事項：調査実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、等

提出時期：調査開始から3週間以内

提出方法：電子データ形式（英文・仏文）

#### (2) インテリムレポート

記載事項：提出時までの調査結果

提出時期：調査開始から半年以内

提出方法：電子データ形式（和文）

#### (3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果（案）と JICA 協力量案への提言、冒頭に要約を含む

提出時期：2026年1月末

提出方法：電子データ形式（和文・英文）

#### (4) 広報パンフレット

記載事項：A4、4 ページ程度で、現地の課題、調査結果、今後の JICA 協力量針が関係者・一般市民等にわかりやすく伝わる媒体として必要と思われる事項

提出時期：履行期限内

提出形式：電子データ形式（和文・英文・仏文）

#### (5) ファイナルレポート

記載事項：全ての調査結果、冒頭に要約を含む

提出時期：2026 年 3 月 10 日まで

提出形式：電子データ形式（和文・英文・仏文）及び CD-R（3 部）

#### 第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1：報告書目次案

## 報告書目次案

### 1. 調査概要

- (1) 調査背景・目的
- (2) 調査内容・工程
- (3) 調査対象国の概要

### 2. アフリカの国と都市の概況

(1) ～ (8) 対象国毎の国土・都市間レベルでの人口動態、都市圏拡大の概況、都市課題、土地制度、スラム概況など

### 3. 都市の拡大に伴う課題とそのメカニズム

- (1) 都市拡大に伴う課題（スプロール、スラム地区の拡大、土地利用、脆弱性、居住空間の質の課題等）
- (2) 都市拡大と課題のメカニズム分析（構造・因果関係の分析、計画・政策など対策の有効性の検証等）

### 4. 都市の対応事例

- (1) 都市拡大への取組事例
- (2) スラム地区形成・拡大・悪化防止への取組事例

### 5. JICA 協力量針の提言

- (1) 都市拡大への対応方針（都市構造、土地利用、開発管理等）
- (2) スラム地区改善にむけた対応方針（住環境改善、住民組織化、土地所有権等）



**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地調査対象国選定の考え方と候補国、及び候補国を対象とした現地調査を含む調査工程案	第3条 調査実施の留意事項 (2) 調査対象国及び現地調査対象国の選定 及び 第4条 調査の内容
2	都市の拡大や都市構造・土地利用の変化等のデジタル技術やオープンソースを用いた情報収集・分析手法	第4条 調査の内容 (2) 都市拡大の把握・分析 (3) 都市拡大と人口増加のメカニズムの分析
3	具体的・有用な改善提案導出を見据えたスラム地区の調査内容	第4条 調査の内容 (4) スラムの実態調査 (6) 都市拡大への対処方針の検討

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：開発途上国における都市計画・居住環境改善にかかる業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域： アフリカ 地域
- ② 語学能力： 英 語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2025年5月に業務を開始して調査を行い、2026年3月にファイナルレポートを提出する。

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 19.50 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、都市開発分野、土地利用計画分野、都市開発管理分野の専門性を持つ従事者を含めること。

#### 2) 渡航回数を目途 延べ 18 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- スラム実態調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- なし

#### 2) 公開資料

- なし

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAの各国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

## (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

## (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### **【上限額】 99,311,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

## (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(3,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	スラム実態調査に係る経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	3,000,000円	調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や

変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（10）その他留意事項

コートジボワール及びケニアの国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,900 円／泊（アビジャン市内のみ）、22,800 円／泊（ナイロビ空港発着理由により、23 時～5 時に空港周辺ホテルに宿泊する場合のみ）として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙 3：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)